

議案第74号

備前市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

備前市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(備前市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第31条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(備前市飲料水供給施設給水条例の一部改正)

第2条 備前市飲料水供給施設給水条例(平成17年備前市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例の一部改正)

第3条 備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例(平成17年備前市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第4条中「掲げるとおり」を「規定する料金に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)」に改める。

別表中「907円」を「840円」に、「1,123円」を「1,040円」に、「1,414円」を「1,310円」に、「151円」を「140円」に、「162円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 備前市水道事業給水条例、備前市飲料水供給施設給水条例又は備前市簡易給水施設設置及び給水に関する条例に係る料金であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続しているもので、施行日以後の最初の検針により確定する料金については、なお従前の例による。